

令和 3 年第 2 回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 1）

堺 市



## 目 次

頁

議案第 55 号	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 56 号	堺市市税条例等の一部を改正する条例	5
議案第 57 号	堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
議案第 58 号	堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例	13
議案第 59 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	15
議案第 60 号	堺市特別会計設置条例の一部を改正する条例	17
議案第 61 号	工事請負契約の締結について 〔万崎建替公営住宅第一期建設工事（第2工区）〕	19
議案第 62 号	物品の買入れについて 〔はしご水槽付消防ポンプ自動車（15m級）〕	25
議案第 63 号	負担付寄附収受物件の返還について	27
議案第 64 号	市道路線の認定について	31
報告第 6 号	堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	45
報告第 7 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	53



## 令和3年第2回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和3年5月28日  
堺市長 永藤英機

- 議案第 55 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 56 号 堺市市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第 57 号 堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 58 号 堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 59 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 60 号 堺市特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 61 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 62 号 物品の買入れについて
- 議案第 63 号 負担付寄附收受物件の返還について
- 議案第 64 号 市道路線の認定について
- 報告第 6 号 堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第 7 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について



## 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 57 号）  
の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 69 の項事務の欄中「の支給又は」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子育てのための施設等利用  
給付の支給に関する事務の処理に関して、特定個人情報の本市内部での利用を開始する  
ため、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

## 堺市市税条例等の一部を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条及び第29条において同じ。）」を加える。

第33条第1項中「令和2年法律第5号」を「令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。」に、「令和2年新法」を「令和3年新法」に改め、同条第2項及び第3項中「令和2年新法」を「令和3年新法」に改める。

附則第3条の2第1項及び第2項中「令和2年新法」を「令和3年新法」に改め、同条第3項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和2年新法附則第15条第19項本文」を「令和3年新法附則第15条第16項本文」に改め、同条第4項中「令和2年新法附則第15条第30項第1号イからニまで」を「令和3年新法附則第15条第27項第1号イからニまで」に改め、同条第5項中「令和2年新法附則第15条第30項第2号イからハまで」を「令和3年新法附則第15条第27項第2号イからハまで」に改め、同条第6項中「令和2年新法附則第15条第30項第3号イからハまで」を「令和3年新法附則第15条第27項第3号イからハまで」に改め、同条第7項中「令和2年新法附則第15条第34項」を「令和3年新法附則第15条第30項」に改め、同条第8項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和2年新法附則第15条第38項」を「令和3年新法附則第15条第34項」に改め、同条第9項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和2年新法附則第15条第39項」を「令和3年新法附則第15条第35項」に改め、同条第10項を削り、同条第11項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「法附則第64条」を「令和3年新法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第10項とする。

附則第3条の2の2中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和2年新法」を「令和3年新法」に改める。

附則第5条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）。以下

「令和3年改正法」という。)」を「令和3年改正法」に改める。

(堺市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 堺市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち堺市市税条例第28条第2項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「第69項」を「第77項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「公布日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第8条の2の改正規定及び次項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中附則第3条の2第11項の改正規定(同項を同条第10項とする部分を除く。)並びに附則第5項及び第6項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。第4項及び第6項において「改正法」という。)第1条中地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条の改正規定の施行の日(その日が公布日前である場合にあっては、公布日)

(個人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の堺市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に改正法第1条の規定による改正前的地方税法(次項において「旧法」という。)附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)した同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条

第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第3条の2第10項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあっては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあっては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1項第2号に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

## 堺市市税条例等の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「改正法」という。）の施行に伴う次の所要の改正等を行うものであること。
- (1) 個人の市民税について、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しに伴う所要の改正を行うもの
  - (2) 固定資産税について、先端設備等の取得に係る特例による減額措置の適用期限の延長に伴う所要の改正を行うもの
  - (3) 前号に掲げるもののほか、固定資産税等について、課税標準の特例による減額措置の適用期限の延長等に伴う所要の改正を行うもの
  - (4) 規定の整備を行うもの

### 2 施行期日

公布の日（以下「公布日」という。）から施行するものであること。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであること。

- (1) ①(1)に係る改正規定 令和6年1月1日
- (2) ①(2)に係る改正規定 改正法第1条中地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条の改正規定の施行の日（その日が公布日前である場合にあっては、公布日）

## 堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第7条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第7条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8条に次の1項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図

ること。

- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。  
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。  
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第17条第2項（新条例第25条、第31条及び第38条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

## 堺市保護施設等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

### 1 改正の理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）の一部改正を踏まえ、保護施設等の設備及び運営に関する基準について、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和3年8月1日から施行すること。



## 堺市保健所及び保健センター条例の 一部を改正する条例

堺市保健所及び保健センター条例（昭和38年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表堺市堺保健センターの項中「甲斐町東3丁」を「南瓦町」に改め、同表堺市ちぬが丘保健センターの項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 堺市保健所及び保健センター条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

堺市堺保健センターを移転し、及び堺市ちぬが丘保健センターを廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。

## 堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第4号中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同条第6号中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同条第8号中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同条第12号中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同条第13号中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同条第14号中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

## 堺市手数料条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

令和3年8月1日から施行すること。

## 堺市特別会計設置条例の一部を改正する条例

堺市特別会計設置条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次」の次に「の各号」を加え、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 堺市特別会計設置条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

堺市都市開発資金特別会計において、貸付金の償還及び用地買戻しが完了し、今後、同特別会計による都市開発事業を行う見込みがないことから、同特別会計を廃止することとし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的 万崎建替公営住宅第一期建設工事（第2工区）

2 工事概要 公営住宅建設工事

住棟新築 鉄筋コンクリート造地上5階建 延べ面積 2,828.84m<sup>2</sup>

集会所新築 木造平屋建 延べ面積 254.57m<sup>2</sup>

ごみ置場新築 鉄骨造平屋建 延べ面積 20.54m<sup>2</sup>

自転車置場新築 鉄骨造平屋建 6棟 延べ面積 84.77m<sup>2</sup>

バイク置場新築 鉄骨造平屋建 2棟 延べ面積 28.82m<sup>2</sup>

屋外附帯

昇降機設備工事

3 契約の相手方 堺市西区宮下町12番1号

堺土建株式会社

代表取締役 下川 好隆

4 契約金額 680,900,000円

うち取引に係る消費税額等 61,900,000円

5 仮契約の日 令和3年4月23日

## 工事請負契約の締結について

1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札

(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)

2 工 事 期 間 議会の議決を経た翌日から

令和4年12月15日まで

3 入札執行日時 令和3年3月29日 午前10時30分

4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参 加 者	経 過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備 考
株式会社橋爪工務店		111	579,000,000	19.17	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社大森工務店		109	593,800,000	18.356	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社山口工務店		109	599,550,000	18.18	低入札価格調査の結果、落札者としない
堺土建株式会社		112	619,000,000	18.093	落札（低入札価格調査の結果）
国誉建設株式会社		112	643,000,000	17.418	
株式会社隆栄建設		110	653,800,000	16.824	
株式会社木綿麻建設		108	694,800,000	15.544	
大井建設株式会社			辞退		
大容建設株式会社			辞退		
泉宏建設株式会社			辞退		

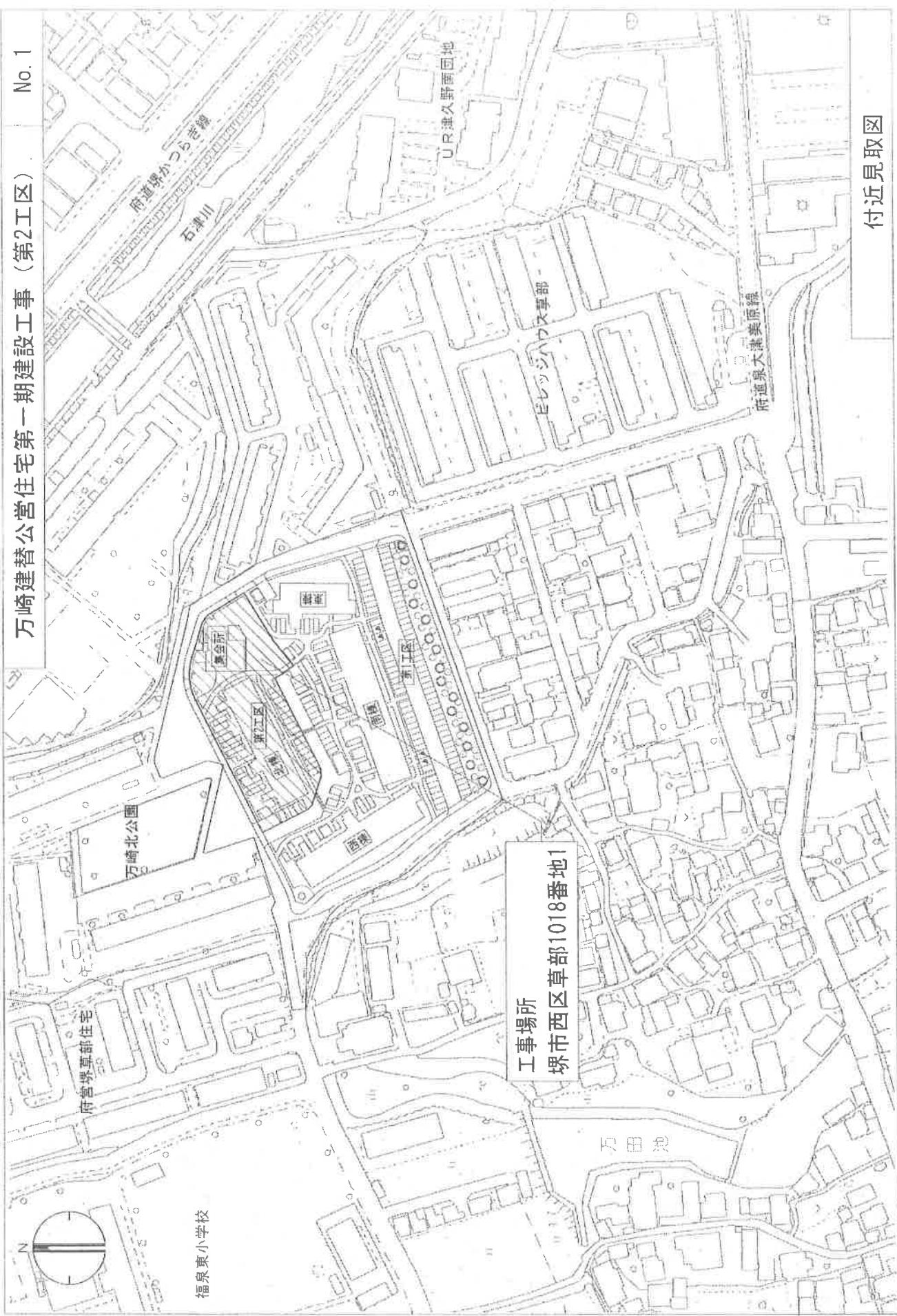
株式会社G o k o u		辞退		
株式会社哲建		辞退		

(備考) 予定価格 748,545,000 円、調査基準価格 689,866,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

万崎建替公営住宅第一期建設工事（第2工区）

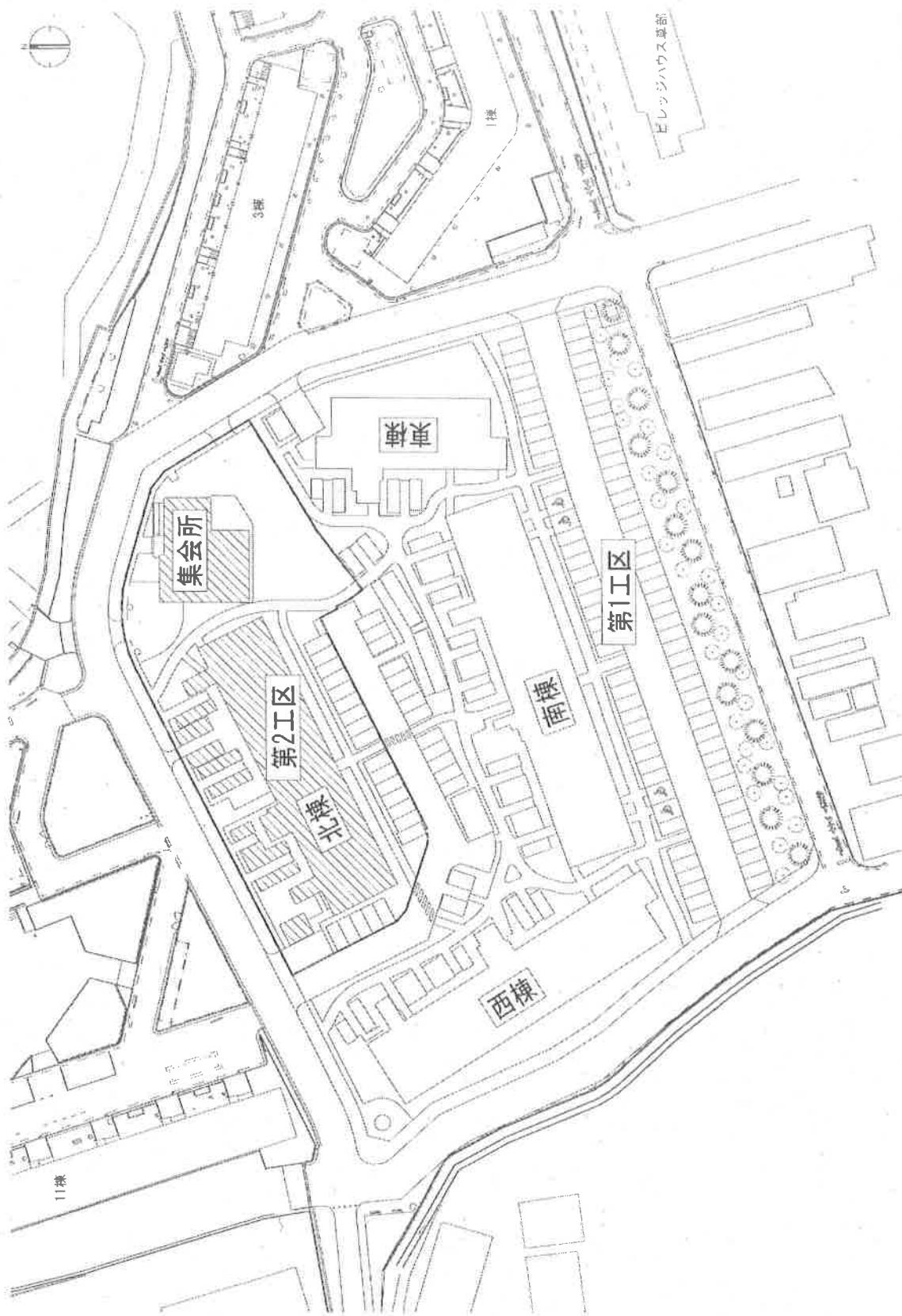
No. 1



付近見取図

万崎建替公営住宅第一期建設工事（第2工区）

No.2



配置図



## 物品の買入れについて

次のとおりはしご水槽付消防ポンプ自動車（15m級）1台の買入れを行うものとする。

1 購入先 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3

株式会社モリタ 関西支店

支店長 土居 典生

2 購入金額 98,780,000円

うち取引に係る消費税額等 8,980,000円

3 仮契約の日 令和3年4月16日

(議案第 62 号説明資料)

## 物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納 入 期 間 議会の議決を経た翌日から  
令和 4 年 3 月 26 日まで
- 3 入 札 執 行 日 時 第 1 回 令和 3 年 4 月 8 日 午後 1 時 00 分  
第 2 回 令和 3 年 4 月 13 日 午後 1 時 00 分
- 4 入 札 参 加 者 及 び 経 過 下記のとおり

(単位 円)

参 加 者	経 過	第 1 回	第 2 回	備 考
株 式 会 社 モ リ タ 関 西 支 店		90,900,000	89,800,000	落札
日本機械工業株式会社大阪営業所		119,500,000	辞退	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に 10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

## 負担付寄附収受物件の返還について

次の負担付寄附収受物件を無償で返還する。

### 1 対象土地

所 在 地	地 目	地 積 (m <sup>2</sup> )
堺市堺区北三国ヶ丘町 1 丁 47 番	宅地	1,990.08

### 2 返還の相手方

堺市堺区北三国ヶ丘町 1 丁 2 番 29 号

堺市教職員組合

理事 吉田 嘉一

## 負担付寄附収受物件の返還について

堺市堺区北三国ヶ丘町 1 丁 47 番の土地（以下「当該地」という。）は、堺市教職員組合（以下「組合」という。）が教育会館建設を目的として購入したが、昭和 27 年当時の組合は法人格を有しておらず所有権移転登記ができなかった。

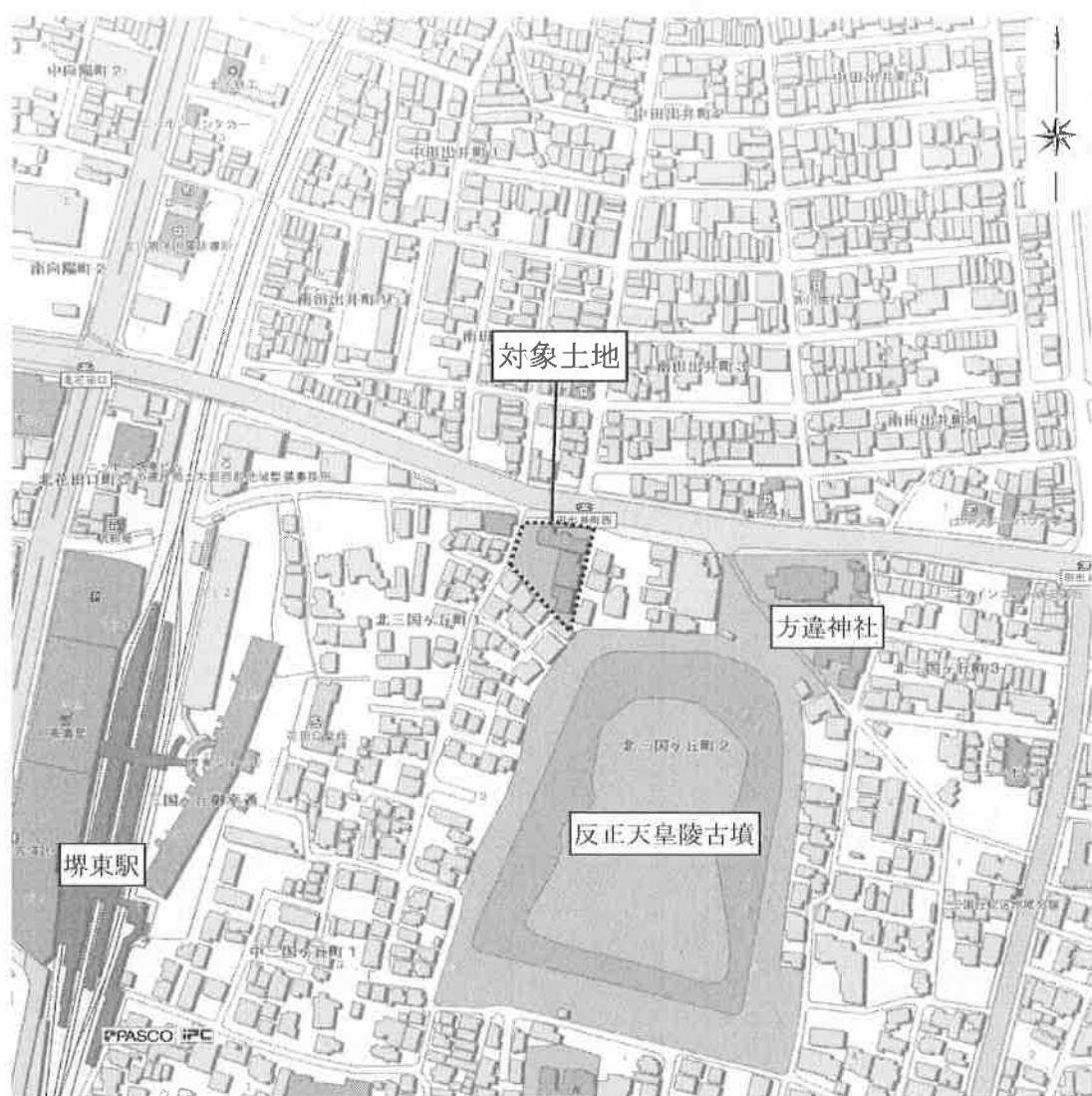
そのため、本市が昭和 27 年 12 月 26 日市議会の議決を経て、組合教育会館建設委員長松本鹿藏から次の条件付きで寄附収受し、無償の使用貸借契約を締結しているものである。

- 一、当該地を無償で組合に永久無償貸与し使用及び管理は全て組合に一任する
- 二、当該地を本市が手ばなす必要にせまられた時は組合に無償で返還すること
- 三、貸与については以上の条件を付し文書で市長より組合に貸与書を交付すること

今般、組合が法人格を取得したこと等から、当該地について、組合から令和 3 年 3 月 22 日付けで返還するよう申し入れがあったため、寄附条件等に基づき無償で返還するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

対象土地

位置図





議案第 64 号

## 市道路線の認定について

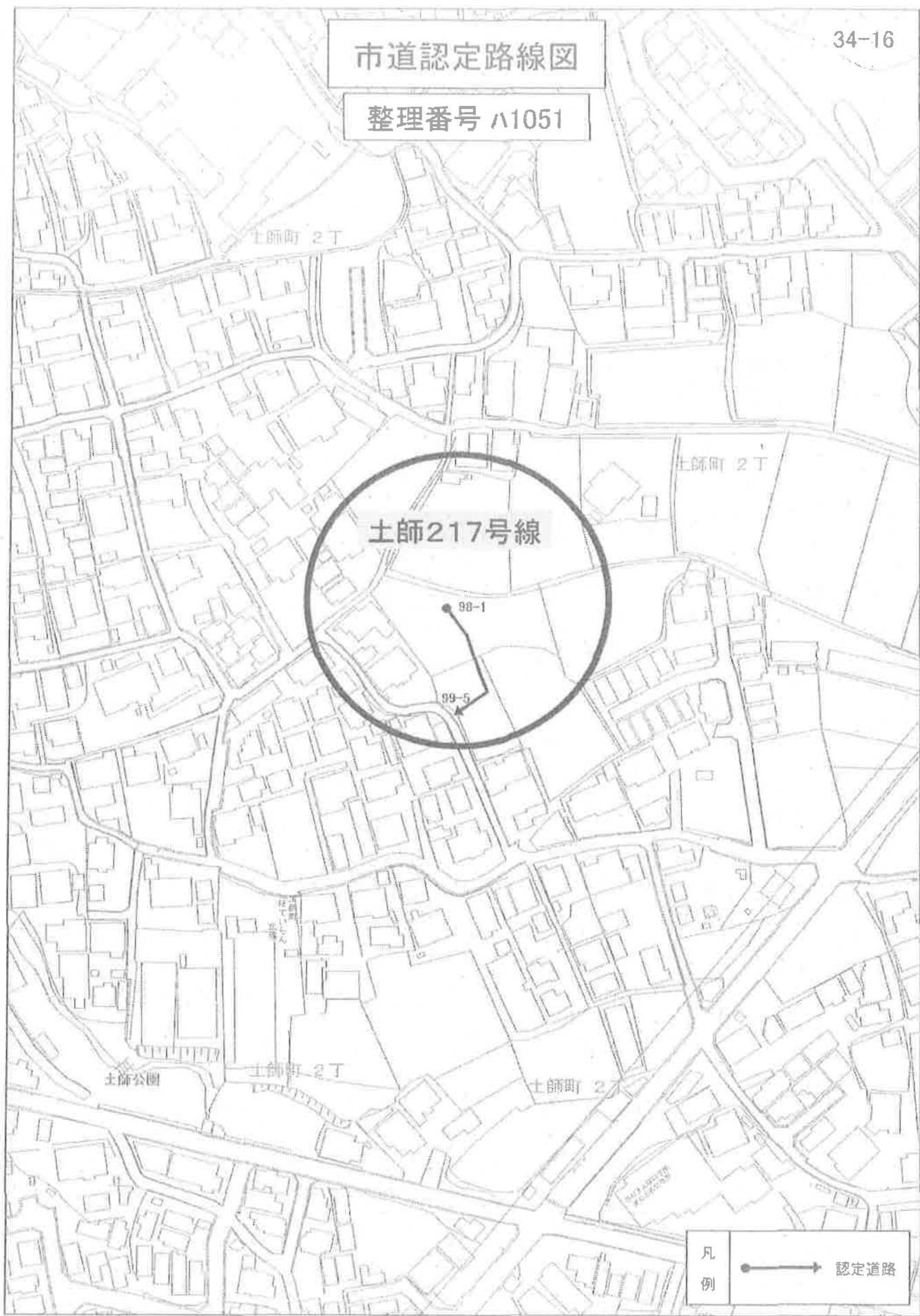
市道路線を別紙調書のとおり認定する。

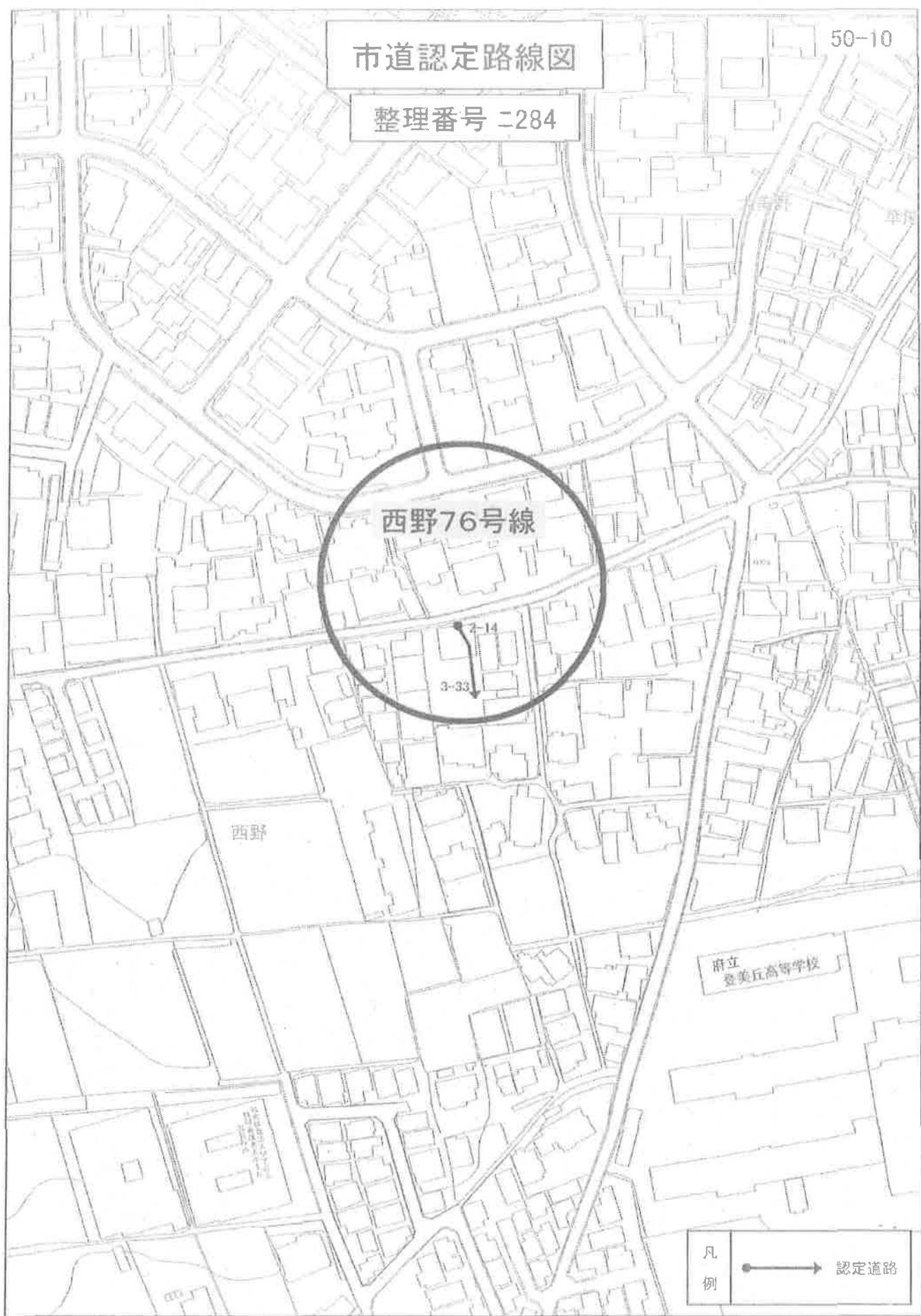
[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

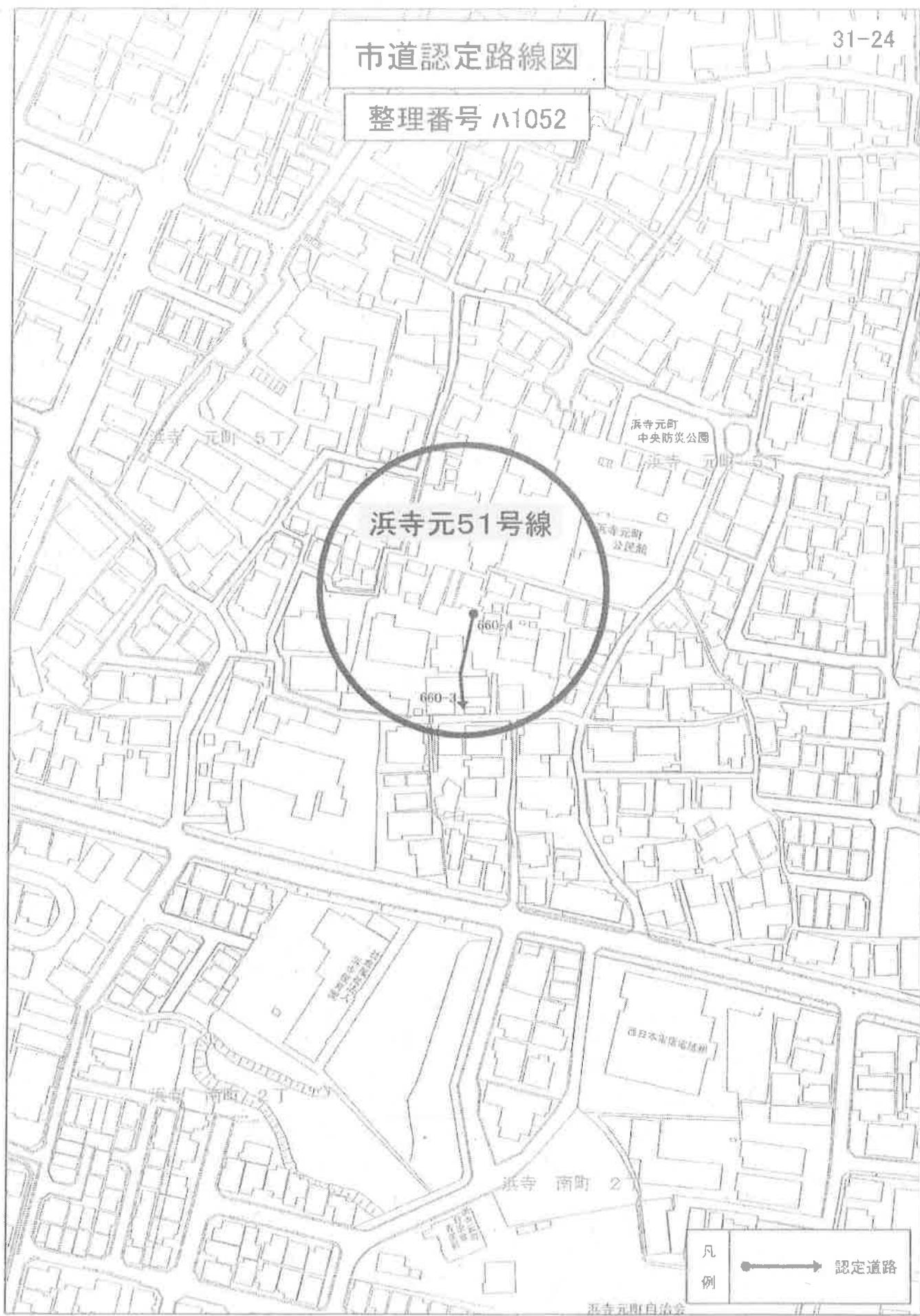
# 市道路線認定調書

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	付記
八1051	上幡217号線	中区七郷町2丁99番1地先 中区七郷町2丁99番5地先		開発に伴う寄付
八284	西野76号線	東区西野2番14地先 東区西野3番33地先		〃
八962	日置莊原寺63号線	東区日置莊原寺町75番41地先 東区日置莊原寺町75番45地先		〃
八1052	浜寺元51号線	西区浜寺元町5丁660番4地先 西区浜寺元町5丁660番3地先		〃
八1053	土師218号線	中区土師町5丁121番10地先 中区土師町5丁121番10地先		都市計画法第39条による帰属
2699	福川271号線	中区福田163番7地先 中区福田163番13地先		〃
八606	高松54号線	東区高松118番6地先 東区高松118番6地先		〃
八350	草部228号線	西区草部1478番11地先 西区草部1478番8地先		〃
八1050	浜寺昭和48号線	西区浜寺昭和町5丁637番2地先 西区浜寺昭和町5丁634番1地先		〃
八1054	浜寺元62号線	西区浜寺元町3丁243番地先 西区浜寺元町3丁242番3地先		〃
八963	東上野芝33号線	北区東上野芝町2丁274番3地先 北区東上野芝町2丁274番6地先		〃









## 市道認定路線図

整理番号 ハ1053

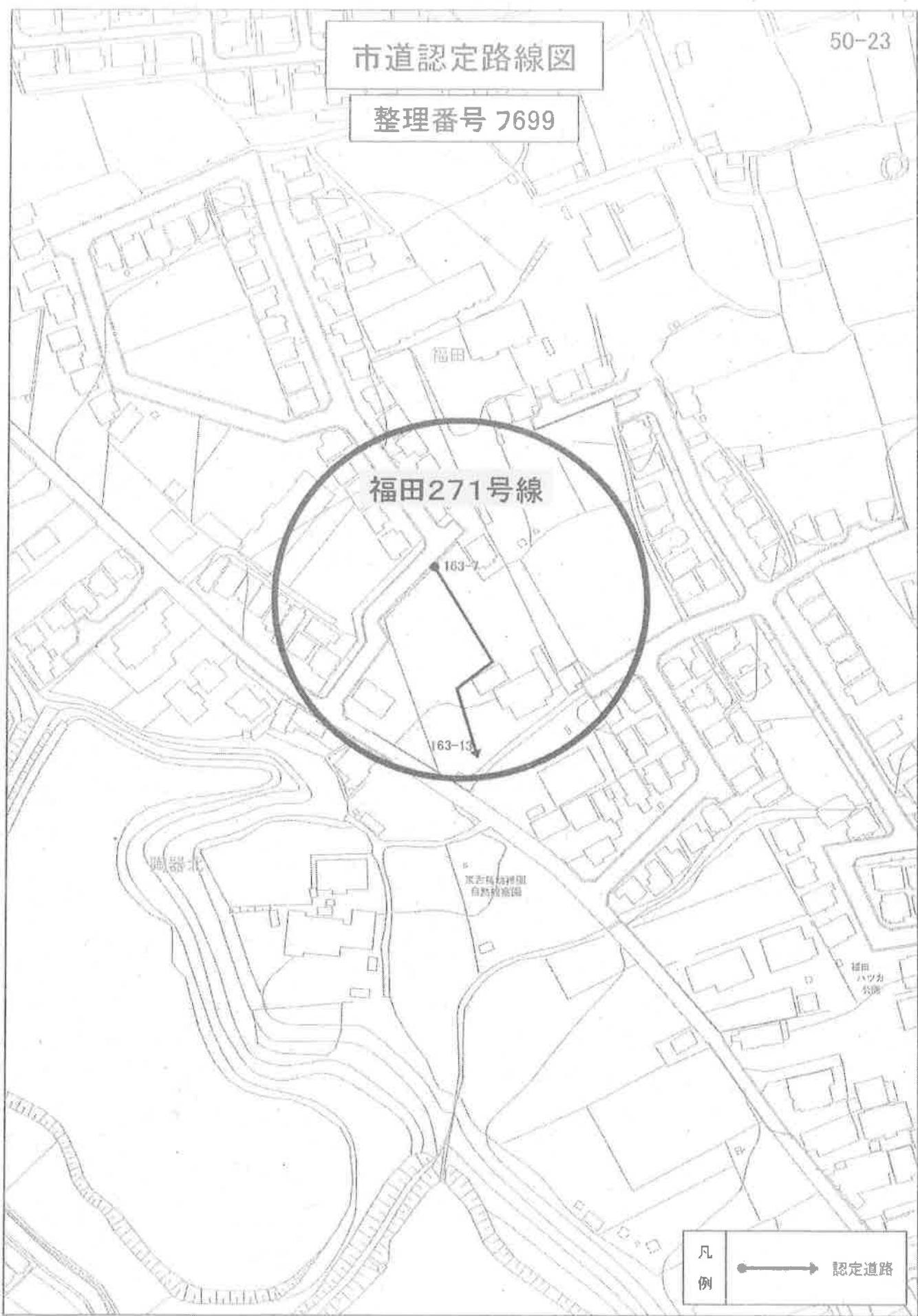
土師218号線

121-10 121-10

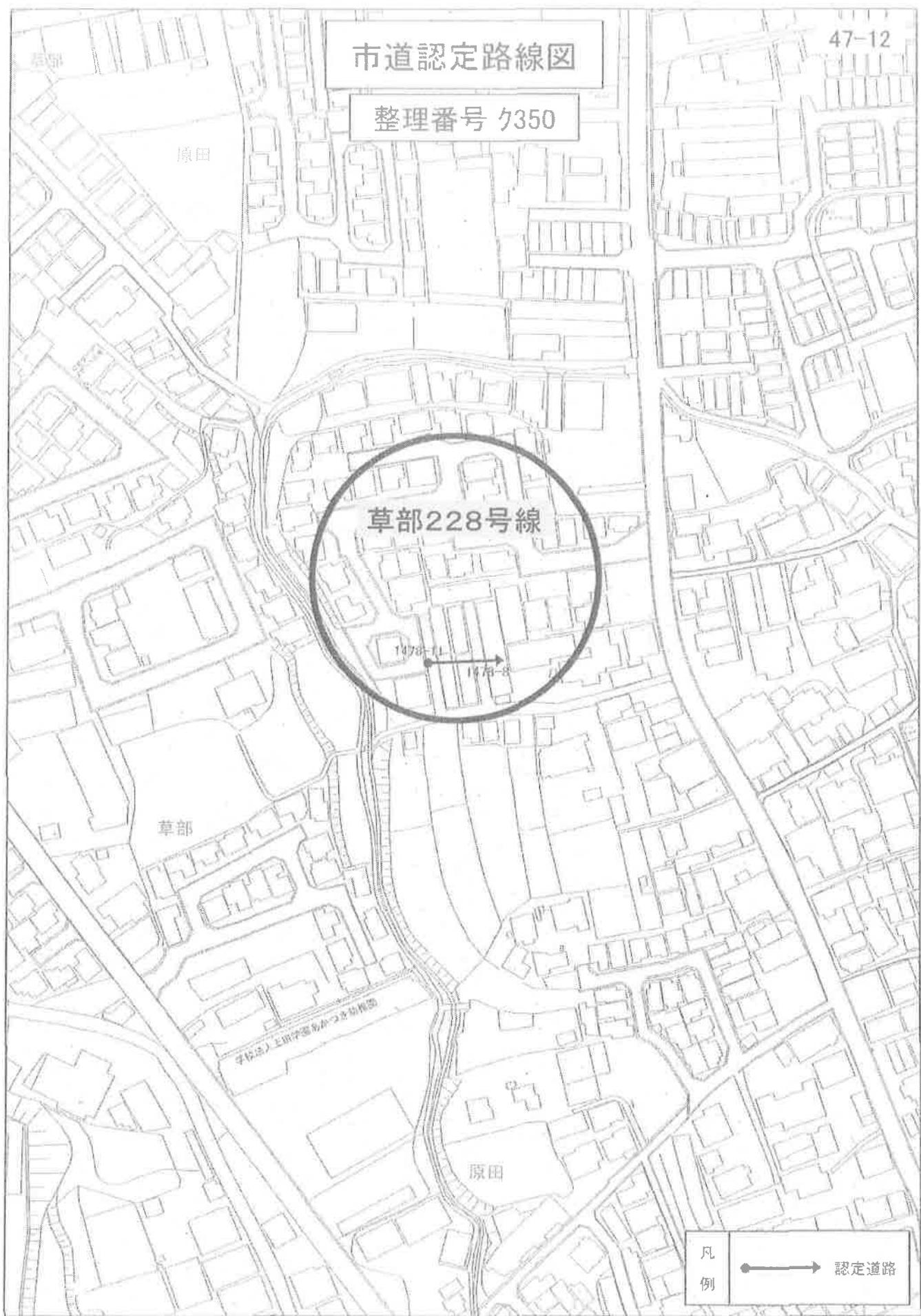
土師町

土師町  
グラウンド凡  
例

→ 認定道路









31-20

市道認定路線図

整理番号 H1054

浜寺元52号線

243  
242-3

凡例 認定道路



## 市道認定路線図

24-22

整理番号 B963

東上野芝33号線

274-3

東上野芝町  
マスカット  
公園

認定道路



報告第 6 号

## 堺市市税条例の一部を改正する条例の 専決処分の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 30 号

## 堺市市税条例の一部を改正する条例の専決について

堺市市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

堺市長 永 藤 英 機

### [専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

## 堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第30条の8に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が政令第48条の18において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。）により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第54条の3中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第4条の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第5条の見出し中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第5条の2の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年改正法附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）附則第1

4条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第5条の3の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第6条第1項ただし書中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に、「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について堺市市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第27号）による改正前の堺市市税条例（この項、次条第4項及び附則第10条第4項において「令和3年改正前の堺市市税条例」という。）附則第6条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の堺市市税条例附則第6条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第7条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「平成30年度で」を「令和3年度で」に、「堺市市税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第34号）による改正前の堺市市税条例（附則第10条第4項において「平成30年改正前の堺市市税条例」という。）」を「令和3年改正前の堺市市税条例」に改め、「同項ただし書の規定」の次に「又は前条第4項の規定」を加える。

附則第8条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあって

は、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、「第19項」を「第18項」に改め、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に、「第19項」を「第18項」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「第19項」を「第18項」に改める。

附則第8条の2の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年改正法附則第22条第1項」を「令和3年改正法附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第8条の3の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「第19項」を「第18項」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第10条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、「第19項」を「第18項」に改め、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に、「第19項」を「第18項」に改め、同条第4項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「平成30年度で」を「令和3年度で」に、「平成30年改正前の堺市市税条例」を「令和3年改正前の堺市市税条例」に改める。

附則第19条第1項中「当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、」を削り、同条第2項及び第3項中「当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、」を削り、同条に次の3項を加える。

5 第1項に規定する3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第1項の表の左欄に

掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第55条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第55条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第21条の5第4項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。  
(軽自動車税に関する経過措置)
- 3 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

5 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 堺市市税条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）の施行に伴う所要の改正を行うものであること。

- (1) 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担について調整措置（以下「負担調整措置」という。）を継続して講ずるとともに、令和 4 年度分及び令和 5 年度分において、価格の下落修正を行う措置を講ずるもの
- (2) 新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和 3 年度に限り、負担調整措置等により税額が増額する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるもの
- (3) 軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、重点化及び基準の見直しを行った上で 2 年間延長する措置を講ずるもの
- (4) 軽自動車税の環境性能割について、税率区分の見直し等に伴う所要の改正を行うもの
- (5) 退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について定めるもの

### 2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日から施行するものであること。

## 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

### [根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

## 1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境都市推進部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
22	3.3.5	22,400	堺市南区**** ***	*****	令和2年11月27日(金) 午後4時20分ごろ、堺市南区*****において、環境エネルギー課職員が、狭路を走行中、敷地内から後進で出庫する相手方車両の左後方部が本市車両の左後方部に接触し、損傷させたもの。

(環境事業部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
28	3.3.29	374,000	堺市北区北花田町2丁12-1	フェアコート 北花田 管理組合 理事長 山本雅人	令和2年7月2日(木) 午前11時ごろ、堺市北区北花田町2丁12-1屋内駐車場において、環境事業所の派遣職員が屋内駐車場の天井に積載物を接触させ、当該天井を損傷させたもの。
29	3.3.30	26,537	高槻市竹の内町22-8	株式会社今正 代表取締役 今村勝一	令和2年12月25日(金) 午前10時30分ごろ、堺市南区槇塚台2丁40-2府公社槇塚台C住宅において、本市職員が粗大ごみの収集をする際、申し込まれていた粗大ごみ数点と、その横に並べられていた筒状の壁紙2本を粗大ごみと間違え、塵芥車に積込み破損させたもの。

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
23	3. 3. 16	80,300	堺市美原区 *** ***	*****	令和3年1月14日(木) 午前8時25分ごろ、堺市 美原区*****において、環境業務課の職員が方 向転換のため本市車両を 後進させた際、相手方敷地 内ポールに車両左後方部 を接触させ、当該ポールの 損傷及び相手方敷地の路 面起伏を生じさせたもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
32	3. 3. 31	7,236	河内長野市 *** ***	*****	平成29年1月5日(木) 午前10時ごろ、堺市南区 豊田 2990-22 地先において、相手方車両が市道畑下 里線を走行中、対向車を避 けるため舗装のされてい ない道路端を通行した際、 舗装の段差で左前輪タイ ヤを損傷したもの。
25	3. 3. 22	813,780	泉南郡熊取町 * *** **	*****	令和元年6月30日(日) 午前8時50分ごろ、堺市 南区桃山台2丁1において、相手方が運転していた 車両が府道富田林泉大津 線を走行中、街路樹が車両 の前に倒れてきたため、急 ブレーキをかけたが間に 合わず衝突し、負傷したも の。
26	3. 3. 22	813,160	泉南郡熊取町 * *** **	*****	令和元年6月30日(日) 午前8時50分ごろ、堺市 南区桃山台2丁1において、相手方が乗車していた 車両が府道富田林泉大津 線を走行中、街路樹が車両 の前に倒れてきたため、急 ブレーキをかけたが間に 合わず衝突し、負傷したも の。

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
24	3. 3. 22	21,890	堺市北区 *** ***** **	*****	令和3年1月22日(金) 午後11時ごろ、堺市北区 百舌鳥梅町2丁497-1地先 において、相手方車両が府 道大阪高石線(現)を走行 中、溝蓋の取付金具が路面 から突き出していたため、 左側前後輪タイヤを損傷 したもの。
31	3. 3. 31	740,398	堺市堺区 *** ***** ***	*****	令和3年1月29日(金) 午後3時30分ごろ、堺市 堺区北三国ヶ丘町4丁 3-30地先において、相手 方車両が市道今池三国ヶ 丘線で信号待ちをしてい たところ、街路樹の枝が突 然落下し、後部ドアなどを 損傷したもの。

(公園緑地部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
37	3. 4. 26	218,900	堺市東区 *** *****	*****	令和3年2月15日(月) 午前10時30分ごろ、堺市 東区*****において、原池公園事務所の職 員が、本市車両を後方確認 を怠ったまま後進させた 際、相手方ベランダ支柱に 接触し、損傷させたもの。

(堺区役所)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
39	3. 4. 26	992,443	岸和田市 *** ***	*****	令和2年12月9日(水) 午前11時15分ごろ、堺市 堺区南瓦町3番1号堺市役 所本館地下2階駐車場に おいて、堺区企画総務課の 職員が、本市車両の後方確 認を怠ったまま後進させた 際、後方に停車していた 相手方車両に接触し、車両 を損傷させ、相手方を負傷 させたもの。

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
40	3. 4. 26	981, 558	岸和田市 *** ***	*****	令和2年12月9日(水) 午前11時15分ごろ、堺市 堺区南瓦町3番1号堺市役 所本館地下2階駐車場に おいて、堺区企画総務課の 職員が、本市車両の後方確 認を怠ったまま後進させ た際、後方に停車していた 相手方が乗車していた車 両に接触し、負傷させたも の。

(消防局)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
27	3. 3. 23	308, 000	松原市丹南3丁目2番15号	株式会社丸末 代表取締役社長 山本良継	令和3年2年4日(木) 午後1時45分ごろ、堺市 美原区丹上270番地地先 (仮称)東洋炉工業株式会 社第2工場において、美原 消防署員が実施した建築 の竣工検査で、相手方の建 物に設置されているシャ ッターの水圧解錠試験を 実施したところ、放水圧の 操作を誤りシャッターを 損傷させたもの。

(教育委員会事務局総務部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
44	3. 4. 30	120, 560	大阪市東住吉区 矢田2丁目16番 15号	エムオーテイ 株式会社 代表取締役 森川道博	令和3年3月11日(木) 午前9時5分ごろ、堺市立 百舌鳥支援学校の児童が 登校後、感情をコントロー ルできなくなり、相手方所 有のスクールバス左側面 を損傷させたもの。

## 2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

## 及び第4項による専決処分

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
36	3. 4. 15	訴えの提起に ついて	堺市北区 **** **** 堺市営 * ***** * * * * の住宅及び駐車場の 明渡し並びに住宅及 び駐車場使用料相当 損害金	堺市北区 **** ***** * * * * 堺市営 * * * * *****	亡 **** の 相 続 人

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市北区*****堺市営*****の住宅及び駐車場の明渡しを求める。</p> <p>(2) 令和2年5月1日から明渡し済みに至るまでの住宅及び駐車場使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件      堺市北区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和2年4月3日に、同居人も令和2年5月6日に死亡し、明渡しがなされないまま現在に至っている。      このため、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅及び駐車場使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

### 3 市長の専決事項の指定第5項

(行政部)

専決番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
43	3. 4. 28	堺保健センター・市民駐車場建設外工事	大阪市中央区久太郎町2丁目5番28号	大末・丸末建設工事共同企業体 代表構成員 大末建設株式会社 大阪本店 取締役 執行役員副社長 本店長 郷右近英弘 他の構成員 株式会社丸末 代表取締役 山本良繼	変更前 2,607,031,489円 (消費税額等 194,096,499円) 変更後 2,613,795,389円 (消費税額等 194,711,399円)
45	3. 4. 30	堺保健センター・市民駐車場建設外工事に伴う電気設備工事	大阪市北区与力町1番27号	三栄・西尾建設工事共同企業体 代表構成員 三栄電気工業 株式会社 大阪支店 支店長 小田裕之 他の構成員 株式会社西尾電設 代表取締役 西尾崇	変更前 380,782,800円 (消費税額等 28,234,800円) 変更後 381,863,000円 (消費税額等 28,333,000円)

## による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
6,763,900 円 (消費税額等 614,900 円)	地元調整及び新型コロナ ウイルス感染拡大の影響に による工期延長  工期延長に伴う必要経費 増加による増額	工事着手前に行った、工事中の振動・ 騒音対策や工事車両の通行ルートにおける地元協議に期間を要し、着工に遅れが生じた。  加えて、新型コロナウイルス感染症の 感染拡大の影響により資材調達に期間 を要したため、工期延長契約を行う必要 が生じた。  工期延長に伴い、必要経費が増加した ため、増額変更契約を行う必要が生じた。
1,080,200 円 (消費税額等 98,200 円)	地元調整及び新型コロナ ウイルス感染拡大の影響に による工期延長  工期延長に伴う必要経費 増加による増額	工事着手前に行った、工事中の振動・ 騒音対策や工事車両の通行ルートにおける地元協議に期間を要し、着工に遅れが生じた。  加えて、新型コロナウイルス感染症の 感染拡大の影響により資材調達に期間 を要したため、工期延長契約を行う必要 が生じた。  工期延長に伴い、必要経費が増加した ため、増額変更契約を行う必要が生じた。

## (消防局総務部)

専決番号	専決年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住所	氏名	
42	3. 4. 27	(仮称) 堺市総合防災センター建設工事	大阪市北区天満1丁目3番21号	松村組・日本土木建設建設工事共同企業体 代表構成員 株式会社 松村組大阪本店 取締役専務 執行役員本店長 西村正治 他の構成員 日本土木建設 株式会社 代表取締役 熊取谷和巳	変更前 2, 270, 068, 900円 (消費税額等 206, 369, 900円) 変更後 2, 270, 219, 600円 (消費税額等 206, 383, 600円)
41	3. 4. 26	(仮称) 堺市総合防災センター建設工事に伴う電気設備工事	大阪市北区大淀中4丁目1-16	藤井電機・Raing建設工事共同企業体 代表構成員 藤井電機株式会社 大阪本社 代表安達正樹 他の構成員 株式会社 Raing 代表取締役 白井健太郎	変更前 422, 919, 200円 (消費税額等 38, 447, 200円) 変更後 432, 575, 000円 (消費税額等 39, 325, 000円)
38	3. 4. 26	(仮称) 堺市総合防災センター建設工事に伴う空気調和設備工事	堺市南区梅371番地 泉陽ビル3F	永安設備・サニコン建設工事共同企業体 代表構成員 永安設備工業 株式会社 代表取締役 永安啓介 他の構成員 株式会社サニコン 代表取締役 中塙雅教	変更前 316, 186, 200円 (消費税額等 28, 744, 200円) 変更後 317, 383, 000円 (消費税額等 28, 853, 000円)

変更額（増）	変更する内容	変更理由
150,700 円 (消費税額等 13,700 円)	①柱常改良工法及び山留工事施工範囲の変更に伴う減額変更 ②新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴う増額変更	① 当初、消防訓練棟の柱状改良は現状地盤から行う計画していたが、工事着手後、現状地盤での施工が困難と判断したため、建物周囲の地盤を 3m 下げ施工することとした。その結果、山留及び土工事に変更が生じたため。 ② 管理棟・防災啓発施設の多目的便所の出入口は手動の引き戸を計画していたが、工事着手後、新型コロナウイルス対策として非接触型の自動ドアを設置することとした。その結果、建具工事に変更が生じたため。
9,655,800 円 (消費税額等 877,800 円)	光警報装置の設置による増額変更	本工事着手後、堺市バリアフリー化検討委員会委員への市建設予定施設に関する説明会において、建物内に滞在しているときに災害が起った場合に、電子掲示板が点滅する等、聴覚障害者に対する配慮が必要との指摘を受けて、光警報装置を設置することとしたため。
1,196,800 円 (消費税額等 108,800 円)	耐熱仕様階段に換気設備を追加することによる増額変更	本工事着手後、実際の出火状況を再現した消防訓練環境について、再度確認を行った結果、消防吏員の安全管理上、訓練環境の安全性を確保する必要が生じた。消防訓練棟内の耐熱仕様階段に換気設備等の追加が必要となったため。

**令和3年第2回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴（その1）**

令和3年5月 発 行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-233-1101  
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

**印 刷** 宏和印刷株式会社

配架資料番号  
1-B2-21-0083



**リサイクル適性(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。